

裕仁

朕は、ここに内閣官制の廃止等に関する政令を公布する。

昭和二十二年五月三日

閣

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第 四 号
第一條 左に掲げる勅令は、これを廃止する。

内閣官制

昭和十五年勅令第八百四十三号（内閣官制第十條の規定により國務大臣として内閣員に列せしめられる者に関する件）

内閣顧問臨時設置制

各省官制通則

各廳職員通則

會計検査院事務規程

會計検査院臨時職員設置例

昭和十八年勅令第四百十三号（會計検査院勅任検査官、書記官、副検査官、理事官及び書記の定員に関する件）

行政裁判所令

行政裁判所長官評定官懲戒令

内閣

明治二十三年勅令第百十一号（行政裁判所評定官の員数並びに書記の員数及び職務の件）

大正三年勅令第三百十六号（行政裁判所長官、評定官及び書記の服制の件）

昭和十四年勅令第三百四十三号（行政裁判所に理事官を置くの件）

貴族院令

貴族院伯子男爵議員選挙規則

貴族院帝國學士院會員互選規則

貴族院多額納税者議員互選規則

明治二十二年勅令第四十一号（貴族院令において直接國税と稱する種目の件）

昭和十五年勅令第四百五十九号（貴族院事務局に臨時守衛を置くの件）

衆議院事務局官制

公式令

明治二十年勅令第十六号（黄綬褒章臨時制定に関する件）

明治二十三年勅令第十一号（金鷄勳章の等級、製式及佩用式の件）

昭和十六年勅令第七百二十六号（金鷄勳章併佩に関する件）

大正八年勅令第四百九十二号（戦役又は事變に際し功勞ある者に對する一時賜金又は金銀栄杯等の賜與に関する件）

昭和十二年勅令第二百三十三号（褒章條例第八條の特例の件）

昭和十四年勅令第六百九十三号（褒章條例第八條の特例の件）

昭和十九年勅令第四百九十四号（褒章條例第八條の特例の件）

第二條 位階令の一部を次のように改正する。

第二條第二号、第十條及び第十一條を削除し、第十二條第二項を

削る。

第三條 官吏功勞表彰令の一部を次のように改正する。

第四條 削除

内閣

第四條 勳章勳章令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「功級」を、同條第二項中「功記、」及び「又ハ
功記」を削る。

第二條第一項中「功級」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

第一條の規定にかかわらず、各省官制通則の規定は、各省大臣官房
に關しては、當分の間、なおその効力を有する。

内閣總理大臣

内閣總理大臣

吉田 茂

理 由

日本國憲法の施行に伴い、法令を整理する必要があるからであ
る。

内 閣